

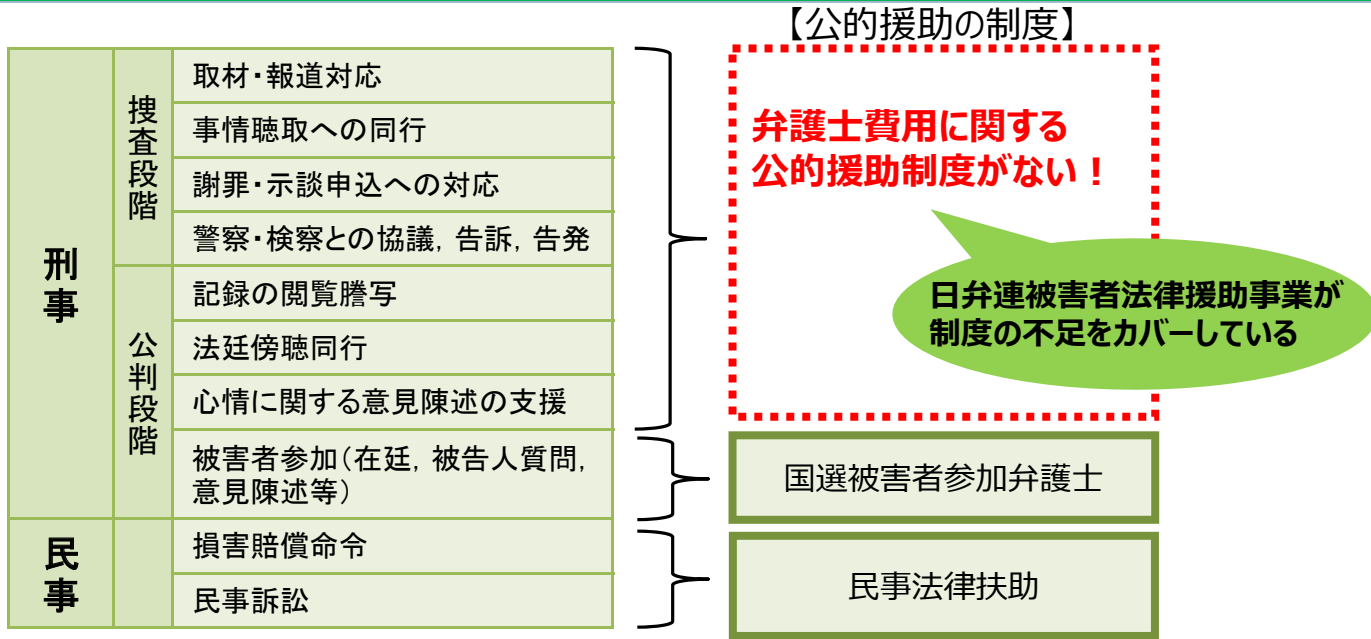
= 弁護士による犯罪被害者支援について =

多岐にわたる被害者支援活動

被害者参加制度の支援以外にも・・・

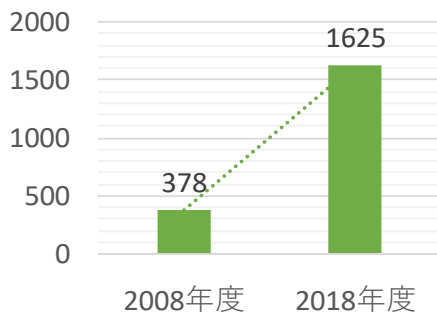
報道対応, 事情聴取同行, 示談対応, 法廷傍聴同行, 心情に関する意見陳述支援 etc.

弁護士費用に関する援助制度の不足

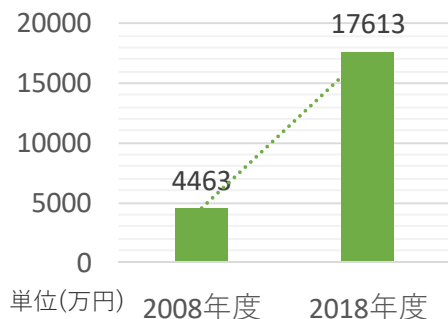


被害者法律援助事業の利用件数の増加

申込件数



支出額



10年間で4倍に!

犯罪被害者等基本法

第三条 (基本理念) 3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

第四条 (国の責務) 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

**被害者法律援助事業を法テラスの本来事業として
国費化するよう、総合法律支援法の改正を!**